

均等論の適用による特許権侵害（間接侵害）が認められた事例

大阪地判令和3年3月25日裁判所HP（平成31年（ワ）第3273号（令和3年（ネ）第10040号）
「学習用具事件」、（控訴審：知財高判令和3年10月14日裁判所HP）

知的財産権法研究会
弁護士 山崎 容敬

第1 大阪地裁判決（原審判決）の事案の概要

原告が、被告による原告製品の生産、使用、譲渡等の被告特許権（学習用具等に係る発明）による差止請求権が存在しないことの確認を求めた消極的確認請求訴訟で、大阪地裁判決は、原告製品による被告の特許発明の均等論の適用を認めたとえで間接侵害を理由として被告の差止請求権の存在を認めたものである。知財高裁判決もこの結論を是認した。（以下、「知財高裁判決」、大阪地裁判決を「原審判決」という）。

第2 被告の有する特許権

被告は、学習塾・幼児教室等経営及び学習教材などの販売会社

1 特許番号 第4085311号

発明の名称 学習用具、学習用情報提示方法、及び学習情報提供システム

出願日 平成14年8月2日

登録日 平成20年2月29日

2 特許請求の範囲－原審判決による分説

本件構成要件を分説すると以下のとおりである。

【請求項1】

A コンピューターを備え、対応する語句が存在する原画の形態を該語句と結びつけて覚えるための学習用具であり、

B 前記コンピューターが、

B1 前記原画、該原画の輪郭に似た若しくは該原画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第一の関連画、並びに、該原画及び第一の関連画に似た若しくは該原画及び第一の関連画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第二の関連画、から成る組画の画像データが、複数個記録された組画記録媒体と、





- B 2 前記組画記録媒体に記録された複数個の組画の画像データから、一つの組画の画像データを選択する手段と
- B 3 前記選択された組画の画像データにより、前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び前記原画の順に表示する画像表示手段と、
- B 4 前記関連画及び原画に対応する語句の音声データが記録された音声記録媒体と、
- B 5 前記音声記録媒体から、前記語句の音声データを選択する手段と、
- B 6 前記選択された語句の音声データを再生する音声再生手段と、を含み
- C 前記画像表示手段が、前記第一の関連画、前記第二の関連画及び前記原画を、対応する語句の再生と同期して表示する
- D 学習用具。

なお【請求項5】は、「前記関連画が複数であり、一つの関連画が他の関連画の輪郭に似た若しくは該他の関連画を連想させる輪郭を有する請求項1～請求項4のいずれかに記載の学習用具」としている。





3 具体的な実施形態

本件発明の実施例

一つの組画

第一の関連画 (漫画カード)	第二の関連画 (抽象画カード)	原画 (原画カード)	文字画 (文字画カード)
			
大ジャンプ	赤ちゃん	韓国	ソウル
(対応語句)	(対応語句)	(対応語句)	(対応語句)

一つの組画

第一の関連画 (漫画カード)	第二の関連画 (抽象画カード)	原画 (原画カード)	文字画 (文字画カード)
			
あらあら	月寝て	アラブ	アブダビ
(対応語句)	(対応語句)	(対応語句)	(対応語句)